

(仮称) 米沢市立南西中学校新設設計業務特記仕様書

1 業務名 (仮称) 米沢市立南西中学校新設設計業務

2 業務内容

(1) 基本設計[建築、機械(空調・衛生)設備、電気設備]

- ・敷地全体の配置計画
- ・校舎・屋内運動場及び外トイレ等のプランニング
- ・建物の高さの検討及び敷地レベルの計画
- ・建築基準法第55条第3項第二号の許可に伴う関係機関との協議
- ・設備計画(LCC及びLCC02の比較検討含む)
- ・国庫補助における条件の整理
- ・外構・グラウンド設計者(別途発注)との協議・調整
- ・概算工事費の算出(国庫補助に係る概算工事費の検討含む)
- ・全体事業の工程計画の作成

(2) 実施設計[建築、機械(空調・衛生)設備、電気設備]

- ・敷地全体の配置計画の決定
- ・校舎・屋内運動場及び外トイレ等の詳細設計及び構造設計
- ・積算業務(拾い・単価比較等)及び工事費の算出
- ・各工事毎の工程計画作成及び全体工程表の作成
- ・確認申請に係る申請書等の提出(確認申請に必要な許可書等も含む)

3 履行期間

契約締結の日から令和5年10月31日(火)

※ただし、提案により履行期間を短縮することは差支えない。

4 敷地・建物等概要

位 置：米沢市林泉寺二丁目地内

敷地面積：33,048.32 m²

用途地域：第一種低層住居専用地域

(建ぺい率 50%、容積率 60%、絶対高さ制限 10m、壁面後退距離 1.5m)

第一種住居地域

(建ぺい率 60% 容積率 200%)

建築基準法第22条区域、景観形成地域、防火地域指定なし

校 舎：3 階建、約 8,350 m²
 屋内運動場：2 階建、約 2,000 m²（ピロティ部分を除く）
 外トイレ・倉庫：平家建、(76 m²程度)
 駐 輪 場：平家建、100 台程度
 そ の 他 1：受水槽、機械室、各種タンク類、消火水槽、キュービクル等
 外 構：建物周辺外構、駐車場（職員用・来客用 60 台程度、身障者用 2 台程度、大型バス用 6 台、給食搬入車両用 1 台）、フェンス 等
 グラウンド：陸上競技（直線 100m、トラック 250m）、サッカー場、野球場、ソフトボール、テニスコート（4 面）、掲揚台、バックネット、防球ネット 等
 そ の 他 2：雪置きスペース、転回スペース 等

※校舎の構造は、RC 造を想定しているがその限りではない。
 ※屋内運動場の構造は、RC 造（一部 S 造）を想定しているがその限りではない。
 ※外構・グラウンド及びその他 2 の設計は別途発注となるため、本業務内で調整をしながら進めること。

5 概算工事費

4, 4 7 5, 0 0 0 千円（消費税額及び地方消費税額含む。）
 注：外構及びグラウンド、その他 2 の工事費は上記金額には含まない。

6 建物内容

建物	階数	面積	所要室等
校舎 重要度係数Ⅱ類	3 階建	約 8,350 m ²	【普通教室等】 普通教室 22 室、特別支援教室 3 室 【特別教室等】 理科室 2 室（準備室 1 室） 音楽室 2 室（準備室 1 室） 被服室 1 室（準備室 1 室） 技術室 1 室（準備室 1 室） 美術室 1 室（準備室 1 室） 調理室 1 室、図書室 1 室 等 【管理諸室等】 校長室 1 室、職員室 1 室、事務室 1 室 教育相談室 3 室（分割使用可能な 1 室を設置） 進路指導室 1 室、保健室 1 室、技術員室 1 室 印刷室 1 室、職員用男女休養室（各 1 室） 生徒用男女更衣室（各学年毎各 1 室）

校舎 重要度係数Ⅱ類	3階建	約 8,350 m ²	職員用男女更衣室（各 1 室）、資料室 1 室 教材室 1 室、放送室（スタジオ含む）1 室 会議室 1 室、給食コンテナ保管室 1 室 配膳室 1 室、職員玄関 1 箇所 等 【その他】 多目的スペース（各学年 1 箇所） 学習室（各学年毎 1 箇所） 端末充電保管室（各学年毎 2 室） 男女（生徒・職員用）トイレ（適宜） バリアフリートイレ（適宜）、廊下ホール（適宜） EV（11 名乗）1 箇所、昇降口 1 箇所 階段（適宜）、水屋（適宜）、栄光棚（適宜） 倉庫（適宜） 等
屋内運動場 重要度係数Ⅱ類	2階建	約 2,000 m ² （ピロティ部分を除く）	【屋内運動場】 器具庫（適宜）、地域連携玄関（1 箇所） ピロティ（冬期間、雨天時等に使用） 650 m ² 以上、有効天井高さ 3.9m以上 男女トイレ（各 1 箇所）、男女更衣室（各 1 箇所）、バリアフリートイレ（1 箇所）、水屋（適宜） 栄光棚（適宜）、シャワー室（適宜） 2階：アリーナ ・バドミントンコート 6.1m×13.4m 4 面 ・バレーボールコート 18m×9m 2 面 ・バスケットボールコート 28m×15m 2 面 ステージ、器具庫（適宜） 等 【武道場】 1階：武道場（柔道場 1 面、剣道場 1 面）
付属建物	駐輪場（100 台程度）、外トイレ・倉庫		
外構	駐車場（職員・来客用 60 台程度、身障者用 2 台程度、大型バス 6 台 給食搬入車輛用 1 台）、フェンス 等		
グラウンド	陸上競技（直線 100m、トラック 250m）、サッカー場（105m×68m） 野球場（両翼 90m）、テニスコート（23.77m×10.97m）4 面 ソフトボールコート（両翼 68m） ※各コート廻りの余剰スペースは別途検討のこと。 掲揚台、バックネット、防球ネット 等		

【設 備】

- ・ 機械設備工事

(空調) 冷暖房設備、給油設備、換気設備、自動制御設備

(衛生) 衛生器具設備、給水設備、排水設備、給湯設備、消火設備、ガス設備

- ・ 電気設備工事

電灯設備、動力設備、電熱設備、雷保護設備、受変電設備、電力貯蔵設備、

発電設備(太陽光その他)、構内情報通信網設備、構内交換設備、情報表示設備、

映像・音響設備、拡声設備、誘導支援設備、テレビ共同受信設備、監視カメラ

設備、防犯・入退室管理設備、火災報知設備、中央監視制御設備、構内配電線

路設備、構内通信線路設備、テレビ電波障害防除設備

7 提供できる資料

- ・ (仮称) 米沢市立南西中学校施設整備基本計画(案)

(基本計画の確定版は令和4年4月中旬(予定)に米沢市公式ホームページに掲載)

- ・ 地質調査業務委託報告書(令和4年度実施)

- ・ 市立統合中学校(現米沢市立第二中学校)新築に伴う土質調査報告書

- ・ 用地平面図(令和3年度実施)

- ・ その他調査職員が必要と認めた書類

8 提出図書(成果品)

(1) [基本設計]

① 基本設計報告書

A4 版製本 15部

原本(A4サイズ図面袋入) 1部

報告書には以下の内容を含むものとする。

I : 基本設計概要(基本方針、建築計画概要、関係法令の整理等)

II : 意匠計画(計画説明、配置図、平面図、立面図、断面図、仕上表等)

III : 構造計画(計画説明、基礎形式、荷重・外力への対応、架構計画等)

IV : 機械設備計画(計画説明、衛生設備、空調設備、LCCの検討等)

V : 電気設備計画(計画説明、電力設備、通信・情報設備、系統の検討等)

VI : 経過記録(打合せ記録簿等)

VII : 工程計画

VIII : 概算工事費

IX : イメージパース(鳥瞰、外観・内観各1枚)

② 基本計画概要書(A3 横)

1部

③ ①・②の電子データ(CAD・PDF)

1部

* CADデータのファイル形式は、JWW形式とする。

(2) [実施設計]

- | | |
|---------------------|----------|
| ① 白焼き図 A3 版 (チェック用) | 各工事毎 1 部 |
| 白焼き図 (A4 サイズ図面袋入) | 1 部 |
| 電子データ (PDF 及び JWW) | 1 部 |
- 注：工事は分離発注とし、以下を想定しているが、概算工事算出後に調査職員からの指示により変更する場合もある。その場合は、①～⑥についても、反映されるものとする。
- I (仮称) 米沢市立南西中学校建築工事(昇降機及び構造含む)
II (仮称) 米沢市立南西中学校衛生設備工事
III (仮称) 米沢市立南西中学校空調設備工事
IV (仮称) 米沢市立南西中学校電気設備工事
- | | |
|------------------------------------|--|
| ② 工事費内訳書 (ファイル綴じ) | 各工事毎 2 部 |
| ③ 数量調書 (拾い書、下地・仕上数量の比較表) (ファイル綴じ) | 各工事毎 2 部 |
| ④ 代価表 (ファイル綴じ) | 各工事毎 2 部 |
| ⑤ 見積書 (見積比較表含む) (ファイル綴じ) | 各工事毎 2 部 |
| ⑥ 単価比較表 (ファイル綴じ) | 各工事毎 2 部 |
| ⑦ 工事工程表 (全体事業および各工事工程) | 1 部 |
| ⑧ 構造計算書 | 製本 1 部 |
| ⑨ 設計計算書 (LCC 及び LCC02 の比較検討等) | 1 部 |
| ⑩ 図面焼図製本 | 各工事毎 A1 版 1 部、縮小版(A3 版)8 部 |
| ⑪ 構造計算適合性判定申請用図書 (正・副・決済用) | 各 1 部 |
| ⑫ 建築物エネルギー消費性能適合性判定申請用図書 (正・副・決済用) | 各 1 部 |
| ⑬ 確認申請用図書 (正・副・消防・決裁用) | 各 1 部 |
| ⑭ その他官公署手続きに必要な書類 (正・副・決済用) | 各 1 部 |
| ⑮ 各種打合せ記録簿 (原本) | 1 部 |
| ⑯ 透視図 (鳥瞰・アイレベル) | アルミ額縁付 (A2 版) |
| ⑰ 電子データ | ・ ②～⑥ 各工事毎 1 部
・ ⑦・⑮～⑯ 1 部
・ ⑧ 1 部
・ ⑨ 1 部
・ ⑪～⑭ 1 部 |

注：積算業務は、米沢市の「建築工事積算指針」及び「設備工事積算指針」に従うこと。

注：各図面及び製本については、縮尺を合わせること。

(3) [建築基準法第 55 条第 3 項第二号の許可申請書] (正・副・決済用) 各 1 部

9 成果品の提出期限

次のものをそれぞれの提出期限まで提出すること。

※調査職員のチェックを事前に受け、修正したものを提出とする。

(1) 基本設計成果品

令和 4 年 11 月 30 日 (水)

(2) 実施設計成果品

令和 5 年 10 月 31 日 (火)

※ただし、図面については令和5年9月15日(金)とする。

(3) 建築基準法第55条第3項第二号の許可申請書

令和 5 年 7 月 31 日 (月)

10 設計にあたっての注意事項

- ・地域開放エリアは、屋内運動場、武道場及びピロティとし、コンパクトにする等、地域開放時の管理に配慮した計画とすること。
- ・米沢産木材を積極的に利用した計画とすること。
- ・吹抜けを計画する際は、安全面に十分配慮した計画とすること。
- ・職員室は、2階に配置し、グラウンド及び昇降口付近を見渡せる計画とすること。
- ・保健室は、1階に配置し、グラウンドからの動線に配慮した計画とすること。
- ・特別支援学級は、1・2階に配置し、その学級同士が交流できる計画とすること。
- ・冬期間の雪・風による影響について、安全面に十分配慮した計画とすること。
- ・環境負荷の低減については、教育施設における環境啓発に配慮しつつ、先進技術を活用するなど、実用可能性も含めた最適な手法を検討すること。
- ・空調室外機については、ショートサーキット等の防止のために排熱の解析を行い、配置について検討すること。

11 その他、注意事項

(1) 共通事項

- ・業務は、公募型プロポーザルで提出された「技術提案書」の内容を反映しつつ、発注者と協議のうえ進めるものとするが、提案内容を全て採用できるものではない。
- ・業務は、「建築設計業務委託 業務基準書」に基づいて実施すること。
- ・業務は、発注者が指示した延べ床面積及び工事費等を遵守し、設計条件に基づいて実施すること。
- ・業務は、基本計画で定める関係法令及び条例並びにその他摘要基準を遵守し、調査職員の指示にすることによって実施すること。
- ・受注者は、調査職員の指示があった場合、必要な調査を行い、関係機関と打合せの上、その内容を議事録にまとめること。

- ・受注者は、業務の内容に疑義が生じたときは、速やかに調査職員の指示を受けなければならない。
- ・地元及び議会への説明資料等の作成や、説明会等への参加を適宜行うこと。
- ・関係法令に伴う届出等については、適宜対応すること。
- ・業務の実施にあたっては、現地の周辺状況を十分調査把握し、給水、排水、消防、ガス、電気及び通信設備等について関係機関と十分打合せを行い、調査職員と常に緊密に連絡協議の上、実施すること。なお協議の内容は、議事録にまとめること。
- ・原則としてすべての提出物は、紙及び電子データの両方で提出すること。電子データ・ファイルの保存形式は、調査職員と打合せの上、決定すること。
- ・構造計算適合性判定手数料は、申請時に発注者が支払うため、本業務の業務料には、当該手数料は含まない。ただし、受注者側の責めに帰すべき事由により、確認済証の交付を受けることができず、再申請を行わなければならない場合は、再申請に伴う構造計算適合性判定手数料を受注者が支払わなければならない。
- ・建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料は、申請時に発注者が支払うため、本業務の業務料には、当該手数料は含まない。ただし、受注者側の責めに帰すべき事由により、確認済証の交付を受けることができず、再申請を行わなければならない場合は、再申請に伴う建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料を受注者が支払わなければならない。
- ・業務上知りえた事項は、他に漏らしてはならない。
- ・設備機器用基礎の計算（長期荷重・短期荷重・転倒モーメント）を行うこと。
- ・設備設計計算書は、国土交通省営繕部監修・公共建築協会発行の「建築設備設計基準」（最新版）に基づき行うこと。

（２）積算

- ・業者に見積を依頼する場合、見積の内容等を事前に調査職員と協議すること。
- ・工事費内訳書作成及び見積比較表等の積算業務には、営繕積算システム RIBC2（LITE 含む）を使用すること。
- ・積算を行うものは、社団法人日本建築積算協会が付与する建築コスト管理士又は建築積算士の資格を有するものとする。
- ・別途発注業務である地質調査の調査位置及び数量については、本業務内で協議することができる。
- ・発注者の提示した工事費と受注者が立案した計画施設から算出した工事費との間に相違がある場合には、計画内容変更に伴う設計図書等の修正を行うものとする。

12 業務委託料の年度別支払い区分

令和４年度：業務委託料の１０分の３以内の額

令和５年度：業務委託料から令和４年度支払い分を除いた額